

## 鹿屋市自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第120条の規定に基づき提供する自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に係る募集対象者情報からの除外申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集対象者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する者のうち、令第120条の規定に基づく情報提供を行う年度において18歳又は22歳に達するもの（鹿屋市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要領（平成24年10月1日制定）第4条第2項に基づく支援措置決定者を除く。）をいう。
- (2) 募集対象者情報 募集対象者の氏名、男女の別及び住所をいう。
- (3) 除外申請 募集対象者が、募集対象者情報における自己に係る情報について令第120条の規定に基づく情報提供を希望しない旨を意思表示するための申請をいう。

### (除外申請の対象者)

第3条 除外申請を行うことができる者は、募集対象者とする。

### (受付期間)

第4条 除外申請の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

### (除外申請の方法)

第5条 除外申請は、除外申請書（別記第1号様式）の提出又は電子申請により行うものとする。

### (除外申請の手続)

第6条 除外申請を行う者（以下「申請者」という。）は、除外申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、除外申請を電子申請により行う場合は、この限りでない。

2 申請者は、本人であることを証するため、次の各号に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又はその写しを提出しなければならない。ただし、郵送により除外申請を行う場合は、本人確認書類の写しの提出に限るものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 健康保険の被保険者証

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等

(6) その他本人であることを証するものとして市長が相当と認めるもの

3 市長は、前項に定める書類について提示を受けたときは、複写して保存する。ただし、法令その他の規定により複写又は保存が禁止されているものについては、当該禁止部分を除いた部分を複写するものとする。

4 除外申請（電子申請による除外申請を除く。）は、法定代理人又は募集対象者本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）により行うことができる。

5 法定代理人又は任意代理人が除外申請を行う場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 募集対象者及び当該法定代理人それぞれの本人確認書類又はその写し及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が募集対象者と同一世帯でない場合に限る。）

(2) 任意代理人 募集対象者及び当該任意代理人それぞれの本人確認書類又はその写し及び委任状（別記第2号様式）

（電子申請による除外申請）

第7条 電子申請により除外申請を行う場合における本人確認書類の提出は、電子申請を行う際に本人確認書類の電子データを添付することにより行う。

（除外対象者名簿への記載等）

第8条 市長は、除外申請があったときは、その内容を審査し、募集対象者情報からの除外が相当であると認めたときは、除外を決定し、当該除外を決定した募集

対象者（以下「除外対象者」という。）を自衛官等募集事務に係る除外対象者名簿（別記第3号様式。以下「除外対象者名簿」という。）に登録する。

2 市長は、前項の規定により除外を決定したときは、その旨を除外決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（除外対象者名簿からの削除）

第9条 市長は、前条第1項の規定により除外対象者名簿に登録した除外対象者について、登録した年度の末日において除外対象者名簿から削除するものとする。

（外部への情報提供の周知）

第10条 市長は、令第120条の規定に基づき募集対象者情報の情報提供を行うことに関して市民への周知に努めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。